

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	地方税法等に基づく県税の賦課徴収・調査に関する事務 基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

香川県は、県税の賦課徴収・調査に関する事務を行うための税務システムにおける特定個人情報ファイルを取り扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・香川県は県税の賦課徴収・調査に関する事務を行うために「税務システム」を使用している。「税務システム」内で他のシステムとのアクセス制御を行った「個人番号保管システム」において特定個人情報ファイルを取扱う。
・税務システムに係る運用業務を外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いについては、香川県情報セキュリティポリシーに基づき委託仕様書に記し契約しているほか、「個人情報取扱特記事項」(香川県情報セキュリティポリシーに則ったもの)を遵守するよう契約書に明記している。

評価実施機関名

香川県知事

公表日

令和8年9月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務				
①事務の名称	県税の賦課徴収・調査に関する事務			
②事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収・調査に関する事務であって主務省令(番号法内閣府・総務省令第5号(平成26年9月10日)第16条)で定める、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。具体的事務は以下の事務。 1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務 (自動車税、法人二税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税等) 2. 収納及び還付(充当)事務、納税証明書の交付、督促状(催告書)送付や滞納整理等を行う管理収納業務 3. 納税者の納税者情報及び課税場所情報等を管理する共通業務 納税者からの申告・届出又は調査により課税(減額)し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付(充当)、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促(催告)を行った後、滞納整理を行う。 納税者情報を管理している共通業務においては、納税者の住所や名前等により名寄せを行い、より正確な課税及び管理収納業務を行う。 本県独自の納税者番号と個人番号を関連付ける個人番号保管システムにより、個人番号を利用する。 (個人番号保管システムにより、情報提供ネットワーク等に対して情報照会を行い、納税者の特定・突合をする。)			
③システムの名称	税務システム			
2. 特定個人情報ファイル名				
1. 個人番号保管ファイル、2. 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル、3. 税務システムデータベースファイル、 4. 【令和9年9月稼働予定】次期税務システムデータベースファイル、5. 【令和9年9月稼働予定】地方税外部連携システムファイル				
3. 個人番号の利用				
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項			
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携				
①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定		
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項			
5. 評価実施機関における担当部署				
①部署	香川県総務部税務課			
②所属長の役職名	税務課長			
6. 他の評価実施機関				
—				

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	香川県総務部税務課 システム・業務改善グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3070 香川県総務部知事公室広聴広報課県民室 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3061 各県民センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	香川県総務部税務課 システム・業務改善グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3070
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[30万人以上]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[○] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

9. 監査

実施の有無	☒ 自己点検	☒ 内部監査	☐ 外部監査
-------	--	--	-------------------------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[○]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
-------------------------	---

当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年5月19日	対象人数 しきい値判断 時点	平成26年8月	平成27年8月	事後	評価書見直しに合わせた計数 時点の変更であり、しきい値 判断にも変更がないため、重 要な変更には該当しない。
平成28年5月19日	取扱者数 しきい値判断 時点	平成26年8月	平成28年8月	事後	評価書見直しに合わせた計数 時点の変更であり、しきい値 判断にも変更がないため、重 要な変更には該当しない。
平成28年5月19日	評価実施担当部署 所属長	税務課長 地下 芳孝	税務課長 大廣 智佳子	事後	人事異動に伴う形式的な記載 の変更であるため、重要な変 更には該当しない。
平成29年5月16日	対象人数 しきい値判断 時点	平成27年8月15日 時点	平成28年7月31日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数 時点の変更であり、しきい値 判断にも変更がないため、重 要な変更には該当しない。
平成29年5月16日	取扱者数 しきい値判断 時点	平成28年4月1日 時点	平成29年4月1日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数 時点の変更であり、しきい値 判断にも変更がないため、重 要な変更には該当しない。
平成30年5月15日	対象人数 しきい値判断 時点	平成28年7月31日 時点	平成29年8月1日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数 時点の変更であり、しきい値 判断にも変更がないため、重 要な変更には該当しない。
平成30年5月15日	取扱者数 しきい値判断 時点	平成29年4月1日 時点	平成30年4月1日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数 時点の変更であり、しきい値 判断にも変更がないため、重 要な変更には該当しない。
平成30年5月15日	評価実施担当部署 所属長	税務課長 大廣 智佳子	税務課長 森川 浩	事後	人事異動に伴う形式的な記載 の変更であるため、重要な変 更には該当しない。
平成31年2月8日	評価実施担当部署 所属長	税務課長 森川 浩	税務課長	事後	様式変更による
平成31年2月8日	リスク対策	記載なし	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和1年10月9日	対象人数 しきい値判断 時点	平成29年8月1日 時点	令和元年8月7日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数 時点の変更であり、しきい値 判断にも変更がないため、重 要な変更には該当しない。
令和1年10月9日	取扱者数 しきい値判断 時点	平成30年4月1日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	評価書見直しに合わせた計数 時点の変更であり、しきい値 判断にも変更がないため、重 要な変更には該当しない。
令和3年9月15日	特定個人情報ファイル名	1. 個人番号保管ファイル、 2. 国税連携シ ステム賦課徴収等情報ファイル	1. 個人番号保管ファイル、 2. 国税連携シ ステム賦課徴収等情報ファイル、3. 税務システム データベースファイル	事後	すでに全項目評価書において 変更している内容への変更の ため、重要な変更には当たら ない。
令和3年9月15日	個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（平成25年5月 31日法律第27号）（以下、「番号法」という。） 第9条第1項 別表第一の16の項、番号法別 表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律（平成25年法律 第27号。以下「番号法」という。）第9条第1項及 び別表第1の16の項	事後	
令和3年9月15日	情報提供ネットワークシステム による情報連携	1. 個人番号保管ファイル：番号法第19条第7 号 別表第二の28の項(提供を受ける側) 2. 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル ：番号法第19条第8号	番号法第19条第8号及び別表第2の28の項	事後	
令和3年9月15日	特定個人情報の開示・訂正・ 利用停止請求 特定個人情報ファイルの取扱 いに関する問合せ	香川県総務部税務課 総務・課税グループ 香川県総務部広聴広報課県民室	香川県総務部税務課 総務・システムグループ 香川県総務部知事公室広聴広報課県民室	事後	
令和3年9月15日	対象人数 しきい値判断 時点	令和1年8月7日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和3年9月15日	取扱者数 しきい値判断 時点	平成31年4月1日 時点	令和3年9月1日 時点	事後	
令和5年4月27日	対象人数 しきい値判断 時点	令和3年9月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年4月27日	取扱者数 しきい値判断 時点	令和3年9月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和7年1月20日	個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第1の16の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表24の項	事後	
令和7年1月20日	情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条第8号及び別表第2の28の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表49の項	事後	
令和7年1月20日	規則第9条第2項の適用	—	—	事後	様式変更による
令和7年1月20日	対象人数 しきい値判断 時点	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月20日	取扱者数 しきい値判断 時点	令和5年4月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	
令和7年1月20日	人手を介在させる作業	—	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和7年1月20日	最も優先度が高いと考えられる対策	—	Ⅳリスク対策に記載のとおり	事後	様式変更による
令和8年9月28日	表紙 特記事項	・税務システムに係る運用業務を外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いについては、香川県情報セキュリティポリシーに基づき委託仕様書に記し契約しているほか、香川県個人情報保護条例及び「個人情報取扱特記事項」(香川県情報セキュリティポリシーに則ったもの)を遵守するよう契約書に明記している。	・税務システムに係る運用業務を外部業者に委託しているが、個人情報の取扱いについては、香川県情報セキュリティポリシーに基づき委託仕様書に記し契約しているほか、「個人情報取扱特記事項」(香川県情報セキュリティポリシーに則ったもの)を遵守するよう契約書に明記している。	事後	
令和8年9月28日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務 (自動車二税、法人三税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税等)	1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務 (自動車税、法人二税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税等)	事後	
令和8年9月28日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	1. 個人番号保管ファイル、2. 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル、3. 税務システムデータベースファイル	1. 個人番号保管ファイル、2. 国税連携システム賦課徴収等情報ファイル、3. 税務システムデータベースファイル、4. 【令和9年9月稼働予定】次期税務システムデータベースファイル、5. 【令和9年9月稼働予定】地方税外部連携システムファイル	事後	
令和8年9月28日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	香川県総務部税務課 総務・システムグループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3065	香川県総務部税務課 システム・業務改善グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3070	事後	
令和8年9月28日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	香川県総務部税務課 総務・システムグループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3065	香川県総務部税務課 システム・業務改善グループ 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 TEL:087-832-3070	事後	
令和8年9月28日	II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	
令和8年9月28日	II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年10月1日 時点	令和8年8月1日 時点	事後	